

# 能代市簡易水道事業經營戰略

平成29年1月

能代市都市整備部上下水道整備課

# 経営戦略

(秋田県能代市)

(能代市簡易水道事業特別会計)

## 第1 経営の基本方針

(これまでの経緯と現状)

能代市では、簡易水道事業特別会計として、旧二ツ井町の地域で3事業運営しています。

二ツ井・荷上場地区では、民営簡易水道及び個人井戸等により生活用水を確保してきました。しかし近年では、渇水期の水量不足や、環境の変化に伴う水質の悪化、既存施設の老朽化により水道整備が急務となりました。

将来にわたって安心して安全な水を市民に供給するには、水道事業として一元化する必要があります。市では、平成21年度に二ツ井・荷上場地区簡易水道事業を実施することとして経営認可を得て、平成26年度から一部給水を開始し、平成28年度内には区域内全域給水を予定しています。

富根地区の簡易水道事業は、昭和37年の事業創設時から旧二ツ井町が当該地域で組織された富根簡易水道組合へ業務を委託し事業を実施しており、平成18年6月からは指定管理者制度を導入し、富根簡易水道組合を指定管理者として、施設の管理や検針・徴収業務を一体で運営を行なっています。

仁鮎地区の簡易水道事業は、昭和45年の事業創設時から旧二ツ井町が当該地域で組織された仁鮎簡易水道組合へ業務を委託し事業を実施しており、平成18年6月からは指定管理者制度を導入して、仁鮎簡易水道組合を指定管理者として、施設の管理や検針・徴収業務を一体で運営を行なっています。

(将来見通しと経営目標)

人口減少が進む中、給水収益は将来、減少する見込みです。

また、経営戦略期間中は、配水管等布設整備の財源とした起債償還のピークが重なり、厳しいやりくりとなります。

以上のことから、事務・事業の見直しを進め、管理・運営費の削減に努めます。経営の効率化を検討し、健全な経営体制を目指します。

また、二ツ井・荷上場地区簡易水道事業では、ひとりでも多くの市民に本事業の趣旨を理解していただく機会を設け、加入促進に努めます。

## 第2 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とし、計画期間の中間時である平成33年度に見直しを行なうほか、計画の前提となる経営・財政の条件が大幅に変更となった場合にも見直しを行います。

### 第3 投資・財政計画（別紙）

#### (1) 投資についての説明

- ① ニツ井・荷上場地区簡易水道事業では、平成28年度から29年度にかけて路面復旧工事を行いません。施設及び設備の整備始まりが平成23年度であり、耐用年数に余裕があることから、当計画期間中は大規模な更新工事を行わない見込みです。

施設の有効活用の目標として有収率90%を目指します。

- ② 富根地区簡易水道事業及び仁鮎地区簡易水道事業では、当計画期間中は、老朽化に伴う配水管更新などの大規模な更新工事は行う予定はありません。

#### (2) 財源についての説明

- ① ニツ井・荷上場地区簡易水道事業では、建設改良事業の主な財源は、簡易水道事業債、過疎債及び国庫補助金を充当します。

料金収入は、ニツ井・荷上場地区簡易水道事業の料金算定時の財政計画及び平成29年度予算見込額から推定しました。

営業費は、料金収入及び手数料により賄うことが可能と見込まれます。

料金収入だけでは元利償還金の財源を確保することが困難なため、不足分については一般会計繰入金により事業を継続します。

- ② 富根地区簡易水道事業及び仁鮎地区簡易水道事業では、料金収入は、平成28年度予算額から推定しました。営業費は、料金収入及び手数料により賄うことが可能と見込まれます。

なお、仁鮎地区簡易水道事業における平成17年度から19年度までの施設整備の財源とした起債の元利償還金の財源については、全額一般会計から繰入しています。

### 第4 効率化・経営健全化の取組

#### (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

- ① ニツ井・荷上場地区簡易水道事業では、使用料だけでは事業費を賄えないため、不足分については繰入金により事業を継続することになりますが、より一層の経費削減に努めます。

- ② 富根地区簡易水道事業及び仁鮎地区簡易水道事業では、適正な運営ができるよう、指定管理者と協議していきます。

#### (2) 広域化に関する事項

広域化による事業統合については、今回の計画期間中は事業統合を行なう計画はありません。

#### (3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

- ① ニツ井・荷上場地区簡易水道事業では、料金徴収・浄水場維持管理・配水管の地図情報作成等の業務を、能代市水道事業で契約しているノウハウを有する専門業者に業務委託しています。

今後、さらなる民間委託が可能な業務について検討を進めます。また災害時の協力体制やサービス水準の向上について、現在契約している業者と相互に連携し、協議を進めます。

- ②富根地区簡易水道事業及び仁鮎地区簡易水道事業では、施設の管理・運営業務について、引き続き指定管理者制度を導入します。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

- ①二ツ井・荷上場地区簡易水道事業では、安心・安全な水道水利用についての啓発、加入促進を行い料金収入の増加を図ります。また事業内容を精査し経費の削減に努めます。

- ②富根地区簡易水道事業及び仁鮎地区簡易水道事業では、事業内容を精査し経費削減に努めるよう、指定管理者と協議していきます。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金不足額がある場合にはその解消策

現状では資金不足となっていませんが、今後厳しい事業運営が予想されることから、事業内容の精査や経費の削減により、資金不足とならないよう努めていきます。

(6) 資金管理・調達に関する事項

- ①二ツ井・荷上場地区簡易水道事業では、収入状況や滞納整理の状況を把握・分析し、適正な収入管理に努めます。

- ②富根地区簡易水道事業及び仁鮎地区簡易水道事業では、指定管理者制度を導入し、適正な資金管理・調達に努めます。

(7) 情報公開に関する事項

これまでも広報やホームページを通じて、水質検査の状況等の公開を行なっています。また、指定管理者の施設管理運営実績についても引き続き公表を行います。

平成27年度からはホームページ上に、総務省の指導による経営比較分析表も公表しており、利用者が経営の現状や課題について、よりわかりやすく把握できるものとなっています。

今後も提供する情報や内容の充実を図りながら、利用者への情報提供に努めていきます。

(8) 地方公営企業法（公営企業会計）適用について

- ①二ツ井・荷上場地区簡易水道事業では、今後、加入率を向上させ、平成32年4月からの地方公営企業法の適用を目指します。

- ②富根地区簡易水道事業及び仁鮎地区簡易水道事業では、公営企業化への移行に向けた準備を行い、その方向性について検討していきます。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

水道は、生活用水その他の浄水を市民に供給するため、欠かすことのできない社会資本です。

少子高齢化に伴う人口減少に伴い、給水収益の増加が見込めない状況ではありますが、低廉で安全な水を安定的に供給できるよう、経営基盤の強化を図りながらサービスの充実に努めます。

(2) 公営企業として実施する必要性

水道は、市民の日常生活に直結するものであり、事業経営においては、営利を目的とするだけではなく、公衆衛生の向上や安定的な供給を図るための施策を講じることも求められます。そのため水道事業は、市を经营主体とした公営企業が実施・運営する必要があります。

投資・財政計画

26決算 27決算 28当初

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	56,392	66,070	71,512	85,368	69,151	69,242	68,451	67,474	66,381	65,230	64,057	62,908	61,796
	(1)	営 業 収 益 (B)	21,517	37,062	43,207	54,299	55,727	55,872	55,531	55,198	54,855	54,520	54,187	53,856	53,533
		ア 料 金 収 入	20,484	33,536	40,605	52,593	55,573	55,718	55,377	55,044	54,701	54,366	54,033	53,702	53,379
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	1,033	3,526	2,602	1,706	154	154	154	154	154	154	154	154	154
	(2)	営 業 外 収 益	34,875	29,008	28,305	31,069	13,424	13,370	12,920	12,276	11,526	10,710	9,870	9,052	8,263
		ア 他 会 計 繰 入 金	25,985	8,731	11,640	11,539	13,422	13,368	12,918	12,274	11,524	10,708	9,868	9,050	8,261
		イ そ の 他	8,890	20,277	16,665	19,530	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	総 費 用 (D)	55,456	53,325	61,376	59,426	76,654	74,242	74,930	76,814	74,062	73,275	72,111	70,544	70,773
	(1)	営 業 費 用	45,924	41,920	45,661	43,513	54,684	52,324	52,127	54,035	51,749	51,567	51,378	51,191	53,108
		ア 職 員 給 与 費					4,714	4,714	4,714	4,714	4,714	4,714	4,714	4,714	4,714
		うち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	45,924	41,920	45,661	43,513	49,970	47,610	47,413	49,321	47,035	46,853	46,664	46,477	48,394
	(2)	営 業 外 費 用	9,532	11,405	15,715	15,913	21,970	21,918	22,803	22,779	22,313	21,708	20,733	19,353	17,665
		ア 支 払 利 息	9,532	11,405	15,715	15,913	18,900	18,953	18,386	17,541	16,542	15,433	14,291	13,174	12,099
	うち 一 時 借 入 金 利 息			470											
	イ そ の 他					3,070	2,965	4,417	5,238	5,771	6,275	6,442	6,179	5,566	
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	936	12,745	10,136	25,942	△ 7,503	△ 5,000	△ 6,479	△ 9,340	△ 7,681	△ 8,045	△ 8,054	△ 7,636	△ 8,977	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	457,019	384,578	743,495	52,090	59,399	76,956	94,418	111,705	116,123	119,821	114,849	102,688	94,602
	(1)	地 方 債	268,800	222,100	450,800										
		資本 費 平 準 化 債													
	(2)	他 会 計 補 助 金	46,458	41,892	59,357	52,083	51,818	69,205	86,492	103,601	107,837	111,348	106,185	93,830	85,544
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	129,698	106,224	215,269										
	(6)	工 事 負 担 金													
	(7)	そ の 他	12,063	14,362	18,069	7									
	2	資 本 的 支 出 (G)	457,147	396,527	752,800	77,204	51,072	71,146	87,133	101,573	107,654	111,001	106,024	94,285	84,871
	(1)	建 設 改 良 費	449,891	383,356	727,022	39,363	1,223	53	53	53	53	53	53	53	53
		うち 職 員 給 与 費	36,083	36,958	37,713	37,713									
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	7,256	13,171	25,778	37,841	49,849	71,093	87,080	101,520	107,601	110,948	105,971	94,232	84,818
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
	(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 128	△ 11,949	△ 9,305	△ 25,114	8,327	5,810	7,285	10,132	8,469	8,820	8,825	8,403	9,731	

投資・財政計画

26決算 27決算 28当初

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38		
		(決算)	(決算込)													
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	808	796	831	828	824	810	806	792	788	775	771	767	754	
積 立 金	(K)	807	796	831	828	824	810	806	792	788	775	771	767	754		
前年度からの繰越金	(L)	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
前年度繰上充用金	(M)															
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)															
実 質 収 支	黒	字 (P)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	赤	字 (Q)														
赤字比率	$\left( \frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$															
収益的収支比率	$\left( \frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$		89.9	99.4	82.1	87.8	54.7	47.6	42.3	37.8	36.5	35.4	36.0	38.2	39.7	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)															
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)		(S)	21,517	37,062	43,207	54,299	55,727	55,872	55,531	55,198	54,855	54,520	54,187	53,856	53,533
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$															
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)															
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$															
他会計借入金残高	(W)															
地 方 債 残 高	(X)		1,021,728	1,216,613	1,473,044	1,578,803	1,528,955	1,457,862	1,370,783	1,269,484	1,162,108	1,051,389	945,654	851,661	767,087	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
		(決算)	(決算込)											
収益的収支分		25,985	8,731	9,070	11,687	13,422	13,368	12,918	12,274	11,524	10,708	9,868	9,612	8,261
	うち基準内繰入金	5,243	6,273	6,228	8,752	10,395	10,407	10,091	9,627	9,081	8,473	7,847	7,235	6,647
	うち基準外繰入金	20,742	2,458	2,842	2,935	3,027	2,961	2,827	2,647	2,444	2,235	2,021	2,377	1,614
資本的収支分		46,458	41,892	59,357	52,083	48,747	56,384	75,428	92,719	99,646	100,830	95,857	83,695	75,616
	うち基準内繰入金	3,991	7,244	14,159	20,812	27,417	39,100	47,892	55,713	59,055	60,893	58,153	51,695	46,515
	うち基準外繰入金	42,467	34,648	45,198	31,271	21,330	17,284	27,536	37,006	40,591	39,937	37,704	32,000	29,101
合 計		72,443	50,623	68,427	63,770	62,169	69,752	88,346	104,993	111,170	111,538	105,725	93,307	83,877